

熊交指第387号
令和4年9月26日

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部改正について（通達）

見出しのことについては、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正されることに伴い、確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則（令和4年熊本県公安委員会規則第18号）が令和4年10月1日から別添のとおり施行され、様式の一部の整理が行われるので、誤りのないようにされたい。

別添

熊本県公安委員会規則第18号

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則（平成17年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第14号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

※ 別記様式（略）